

京都市上下水道局告示第75号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、琵琶湖疏水記念館における刊行物等売払代金の納付に係る事務について、次のとおり指定納付受託者に指定し、同法同条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定納付受託者の名称及び所在地

P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者に納付させる収入の種類

琵琶湖疏水記念館における刊行物等の売払代金

3 指定納付受託者に指定した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(上下水道局総務部総務課)